

### 第 3 号議案

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和 5 0 年亀岡市条例第 2 3 号）の  
一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和 5 0 年亀岡市条例第 2 3 号）の  
一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び母子家庭の母並びにその児童」を「並びに母子家  
庭及び父子家庭」に、「保持と」を「保持及び」に改める。

第 2 条第 1 項中「一に該当する者」を「いずれかに該当するもの」  
に改め、同項第 4 号中「健康診査」を「健康診査（同条第 1 項第 2  
号の満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児に対し行うものに限る。）」  
に改め、同項第 5 号中「第 6 条第 1 項」を「第 1 7 条」に、「女子  
で、現に」を「者で現に児童を扶養しているもので、」に改め、同  
項第 6 号中「準ずる児童」を「準ずる者」に、「認めた児童」を  
「認めたもの」に改め、同条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に、  
「支給対象」を「福祉医療費の支給対象」に改める。

第 3 条中「当該医療に要する費用の額（医療保険各法の療養に要  
する費用の額の算定方法により算定した額とする。）とし、高額療  
養費及び家族療養費附加金の支給があった場合は、これらに相当す

る額を控除した額」を「被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき額以内」に、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による療養の給付を受けた場合は、同法に規定する一部負担金に相当する額とし、高額療養費の支給」を「附加給付その他法令の規定による給付」に改める。

第4条第1号中「第4号」の次に「まで」を加え、「前前年」を「前々年」に改める。

第7条中「受給者は」を「前条の受給者証を交付された申請者（以下「受給者」という。）は」に、「、同法第86条第1項に規定する特定承認保険医療機関、国民健康保険法第36条第3項の保険医療機関又は保険薬局及び同法第53条第1項に規定する特定承認保険医療取扱機関」を「及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」に改める。

第8条第1項中「代り」を「代わり」に改め、同条第2項中「受給者」を「当該受給者」に改める。

第13条中「その者」を「、その者」に改める。

## 附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 福祉医療費助成制度について、ひとり親家庭の医療に係る経済的負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の助成対象を父子家庭にまで拡大すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成25年8月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によること。